

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	産業医の研修	担当部局・担当課室	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第2項第1号、第2号 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の16から第1条の2の44まで 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の17第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間（平成21年厚生労働省告示第136号） 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の32第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第137号）	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>労働安全衛生法第13条第1項に基づき、事業者に対し、50人以上の労働者を使用する事業場ごとに医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせることを義務づけているが、労働者の健康管理等が適切に行われるよう、産業医を、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた者でなければならないものとしている。</p> <p>本事務・事業は、産業医に選任されようとする医師を対象に、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について研修等を実施するもの。</p>		
事務・事業の目的	労働安全衛生法第13条第2項に基づき、産業医を、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた者でなければならないものとしているため、本研修等において当該要件を備えた産業医の養成を図ることを目的とする。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録	特になし		

等の基準に 対するよく ある問合せ と回答	
料金等・積 算根拠	別紙のとおり
事務・事業 の実績等	<p><労働安全衛生規則第14条第2項第1号関係></p> <p>○実績（令和3年度） 研修修了者数 公益社団法人日本医師会分 8,769人 学校法人産業医科大学分 733人</p> <p>○事業収入（令和3年度） 公益社団法人日本医師会分 166,747千円 学校法人産業医科大学分 147,572千円</p> <p><労働安全衛生規則第14条第2項第2号関係></p> <p>○実績（令和3年度） 年間履修者数 120人</p> <p>○事業収入（令和3年度） 41,871,746千円（学校法人産業医科大学の収入の総額。）</p>
国からの補 助金等	<p>○補助金・委託費等（令和3年度）：5,598,606千円 内容：金額は学校法人産業医科大学に対する「国庫補助金」の総額。</p>
事務・事業 の見直し状 況（これま での検証）	<p>○労働安全衛生規則等の改正（平成21年改正） 本研修を実施する法人に対する国の関与について、透明性、厳格性等を確保するため、産業医になるための必要な研修等を指定するのではなく、産業医研修等を実施する法人を指定するとともに、当該指定基準の基本的な事項、厚生労働大臣に対する報告、法令に違反した場合の指定の取消しに係る規定を省令で定める等、所要の法令の整備を行った。</p>
事務・事業 の必要性・ 有効性等	<p>○事務・事業の必要性 労働者の健康管理等が適切に行われるためには、事業場の産業保健活動の中心的な役割を担い、労働者の健康管理等を行う産業医に一定の専門的知識を付与する研修等が必要である。</p> <p>○事務・事業の妥当性 本研修では、職業性疾病の防止、メンタルヘルス対策等労働者の健康管理を行う産業医に必要な知識を習得できるよう幅広く研修テーマが設定されていること、また、指定法人が研修等により利益を得ていないことから、適切である。</p> <p>○事務・事業の有効性 労働安全衛生法では職場における労働者の安全と健康を確保することを目的に、産業医の選任等を義務づけているので、本研修等は、「労働者が安全で、健康に働ける職場を確保」することに一定の効果を有する。</p>
事務・事業 の執行体制 の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 労働安全衛生法第13条第1項に基づき、事業者に対し、50人以上の労働者を使用する事業場ごとに産業医の選任を義務づけていることから長期的に産業医を養成する必要があるため、国が単年度契約により研修を実施するよりも、一定の質を担</p>

	<p>保した上で、日常的に産業保健の推進のための活動を行っている法人が研修等を実施した方が長期的な産業医の養成には効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 医師を対象にした産業医学に関する研修等は非常に高い専門性が必要であり、登録制度とした場合にその要件を具体的に定めることが困難であること、また、産業医は事業場の産業保健活動の中心的な役割を担っているが、実施機関の乱立により研修等の質の低下や労働者の健康管理等が不十分になることを避けることから指定制度としているため、登録制度への移行は適当でない。</p> <p>なお、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令において指定法人から研修等が適正に行えない事業計画や収支予算書が提出された場合には、改善を勧告し、この勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、指定を取り消すことができるとしているので、同省令の指定等の基準は妥当なものである。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 指定法人は、本研修等以外にも産業医に対する研修等を実施しているので、本研修等を行う能力を十分に有している。</p> <p>なお、指定法人である公益社団法人日本医師会は、「医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進すること」を目的とし、学校法人産業医科大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与すること」を目的としている。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定等法人による報告</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>

評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	本研修等が産業医の選任や事業場の労働者の健康管理等に寄与していること、指定法人が本研修等を適切に運営していることから、現行制度により引き続き産業医の養成を図ることが必要である。
備考	

別紙

合計 2 法人

- ・ 公益法人 (1 法人)
- ・ 学校法人 (1 法人)

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益法人 (1 法人)			
公益社団法人日本医師会	平成 21 年 3 月 31 日	03-3946-2121	地域特性を考慮した実務的・専門的・総合的な研修も含まれており、受講する地域によって料金が異なる。
学校法人 (1 法人)			
産業医科大学	平成 21 年 3 月 31 日	093-603-1611	<p><労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業医学基本講座 料金 210,000 円 ●産業医学基礎研修会 (夏期集中講座) 料金 100,000 円 <p><労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 2 号関係></p> <p>料金 30,490,000 円 (医学部の学生納入金の 6 年間合計額)</p>